

競争参加停止措置の概要

- 1 停止措置業者名
所在地及び停止措置期間

交通安全施設株式会社
東京都品川区大崎1-20-8INOビル501
2026年8月7日～2027年5月6日(9か月)
- 2 停止措置の範囲

首都高速道路株式会社所掌区域内
- 3 事実概要

当該業者は、2020年5月頃から2025年11月24日までの間、当社発注の「標識補修30-3」ほか3件の工事において、当社から無償支給される発炎筒の使用数量を水増し請求し、それにより不正に確保した発炎筒を当社以外の工事に流用していた。
- 4 停止措置理由

「競争参加停止措置準則」(平成17年準則第22号)
別表第2第14号(不正又は不誠実な行為)

〈競争参加停止措置準則別表第2〉

措置要件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 14 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内